

	届出の種類	届出理由	届出期限	届出内容	備考
1	公共下水道使用開始(変更)届	・排除する汚水の量が最も多い日で50㎡以上ある場合 ・汚水の水質(処理前の水質)が基準に1項目でも適合していない場合	あらかじめ	①排除場所及び排水口数 ②排出汚水の水量及び水質 ③開始(変更)年月日 ④処理方法及び施設名称	
1-2	公共下水道使用開始届	上記に該当しないが特定施設を設置する	あらかじめ	①排除場所及び排水口数 ②開始年月日 ③特定施設の種類の	1の書類を提出する場合は不要
2	特定施設設置届出書	公共下水道を使用するものが特定施設を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする60日前まで	①(個人の場合)氏名及び住所 (法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ②工場または事業場の名称、所在地 ③特定施設の種類の ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用の方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理の方法 ⑦下水の量及び水質、用水及び排水の系統 ※別添資料	届出が受理された日から60日経過後でなければ着工できません。 ただし、この期間を短縮できる場合があります。
3	特定施設使用届出書	・既に設置してある施設が、法令により新たに特定施設に指定された場合 ・すでに特定施設を設置している工場または事業場が、公共下水道を使用することとなった場合	特定施設となった日から30日以内		
4	特定施設の構造等変更届出書	2の届出の内容のうち④、⑤、⑥又は⑦のいずれかを変更しようとするとき。	特定施設の構造等を変更しようとする60日前まで	変更しようとする事項	
5	氏名変更等届出書	2の届出の内容のうち①又は②のいずれかを変更しようとするとき。	変更した日から30日以内	変更した事項	
6	特定施設廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき。	廃止した日から30日以内	廃止した特定施設	
7	承継届出書	特定施設設置届出書の届出をした者の地位を承継したとき。	承継があった日から30日以内	承継の原因	
8	工事等完了届出書	設置又は構造等の変更の届出をした場合、当該届出に係る工事等が完了したとき。	完了した日から5日以内	完了した事項	
9	実施制限期間短縮願	設置又は構造等の変更の届出をした場合、受理されてから60日以内に工事等を行いたい場合。	設置又は構造等の変更の届出をした時又は届出をしてから60日以内	短縮したい理由	届出から60日以内に工事等を着工したい場合に提出してください。
10	水質管理責任者選任等届出書	水質管理者を選任又は変更した場合。	選任、変更後速やかに	①工場又は事業場の名称及び所在地 ②水質管理責任者の氏名及び役職名 ③水質管理責任者への連絡方法 ④資格内容	添付資料として資格を証するものの写しが必要です。

※ 届出の際は、2部ご用意ください。